

須磨区内小学校における不祥事案に係る教員の分限処分 についての教育委員会のコメント

本日、須磨区内小学校における不祥事案に係る教員の分限処分に関して教育委員会会議において協議を行い、当該事案における加害教員4名全員について、職員の分限及び懲戒に関する条例第2条第3号の規定に該当するため、休職させ、給料、地域手当、扶養手当及び住居手当を支給しないとするを、教育委員会において決定いたしました。

このたびの教育委員会会議における協議に先立って、本処分のあり方について、先般、市会において条例改正に際して行われた附帯決議の趣旨も踏まえ、神戸市教育委員会分限懲戒審査会において審査を行いますとともに、審査会の意見を参考として、熟議の結果、議決したものです。

教育委員会の議決に際しては、現在、「神戸市立小学校における職員間のハラスメント事案に係る調査委員会」において、事実関係や背景事情等について調査が進められているところであり、4名の非違行為の態様・程度が一様でないことから、一律に同一の処分内容とするについては慎重に検討する必要があるのではないかとの意見もありました。

しかしながら、当該事案については、現時点で教育委員会において把握できている事実関係・経緯を前提としても、加害教員4名に重大な非違行為があったこと、および、加害教員4名が引き続き職務に従事することにより、公務の円滑な遂行に重大な支障が生じるおそれがあることは明らかです。また、加害教員4名について、起訴されるおそれがあると認められる職員に該当するかについては、さまざまな解釈・意見があるものの、警察による捜査がすでに開始されている状況を踏まえると、今後、起訴されるおそれはあると判断できると考えます。これらのことに鑑み、4名全員について無給の分限休職とすることが妥当であるとの結論に至りました。

当該4名の教員に対しては、教育委員会会議の議決を踏まえ、令和元年10月31日付で、上記の内容の処分辞令を交付いたしました。

このたびの不祥事案は、児童・保護者をはじめ市民の皆様の信頼を著しく失墜する言語道断の行為であり、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことについて、改めまして、深くお詫びを申し上げます。

教育委員会におきましては、不祥事案の根絶と本市の教育行政に対する信頼回復について全力で取り組んでまいります。

神戸市教育委員会